

平成31・32年度

建設工事等競争入札参加資格審査申請の 手引き

— 建設工事の請負 ・ 設計等の委託 —



遠軽町の花・木・石・魚・蝶

平成30年12月

遠 軽 町

目 次

はじめに.....	1
第1 資格審査申請に当たっての留意事項.....	2
1 受付期間.....	2
2 受付場所.....	2
3 資格の有効期間.....	2
4 審査基準日.....	2
5 共通資格要件.....	2
6 資格の種類ごとの要件.....	3
7 資格の格付.....	4
8 資格審査の結果.....	5
9 資格者名簿の公表.....	5
10 資格の消滅.....	5
第2 提出書類について.....	6
第3 記載要領及び書類説明.....	8
1 《市町村用》建設工事等入札参加資格審査申請書.....	8
2 同意書【様式13】.....	9
3 年間委任状【様式14】.....	9
4 法定保険加入状況一覧【様式15】.....	9
5 道内営業所一覧【様式16】.....	10
6 組合員（会員）名簿【様式17】.....	10
7 印鑑証明書.....	10
8 営業証明書.....	10
9 決算書等の写し.....	10
10 納税証明書.....	10
11 凈化槽工事業に係る登録・届出の証明書の写し.....	11
12 定款又は寄附行為の写し.....	11
13 官公需適格組合証明書の写し.....	11
14 社会貢献申告書【様式18】.....	11
15 安全・安心への貢献申告書【様式19】.....	13
16 63円切手.....	13
第4 中小企業組合等の取扱い.....	14
第5 経営事項審査の継続について.....	14
第6 申請内容の変更について.....	15
別紙1 資格の種類.....	16
別紙2 「社会貢献」及び「安全・安心への貢献」事例集.....	17

はじめに

この申請手続は、平成31年度及び平成32年度に遠軽町が実施する建設工事の請負及び設計等の委託に係る競争入札に参加を希望する方について、あらかじめ資格の有無を審査するものです。資格審査の結果、資格者になりますと、平成31年度及び平成32年度の競争入札参加資格者名簿に登録されます。

申請書を記入する際は、この手引きをよくお読みになり、誤りのないように記載のうえ、申請書を提出してください。収集した個人情報は、遠軽町個人情報保護条例に基づき、適正に取扱います。

なお、資格を有することにより、自動的に、又は直ちに発注があるということではありませんので、ご留意願います。

この手続で申請できる資格は、次表の太枠のものです。

申請書	契約の種類	資格の種類	
建設工事等	建設工事の請負契約	土木工事	管工事
		舗装工事	塗装工事
		鋼橋上部工事	道路標識設置工事
		建築工事	機械器具設置工事
		電気工事	造園工事
	設計等の委託契約	土木施設物の設計	技術資料作成
		建築物の設計	測量
		地質調査	道路清掃
造林等	造林の請負契約	造林	
	林産物の売払契約	林産物売払い	
物品役務	物品の売買契約	物品	
	物品の賃貸借契約		
	製造の請負契約		
	役務の提供に係る契約	警備業務	浄化槽管理業務
		建築物清掃業務	下水道処理施設運転業務
		ボイラ等運転操作業務	バス運行業務
		公園維持清掃業務	その他業務

太枠以外の資格審査を申請する場合は、別な申請書が必要です。

第1 資格審査申請に当たっての留意事項

1 受付期間

次の期間において受付します。郵送による申請書の提出は認めていません。内容について説明できる方が持参するようにしてください。

定期申請 平成31年1月15日から 平成31年2月15日まで

随時申請 平成31年4月1日から 令和2年12月30日まで

受付時間 9:00～11:00、13:00～16:00

(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

※ 上記期間以外での受付は行いません。なお、定期申請においては、例年受付期間の終盤に申請が集中し、待ち時間が長くなっています。早期の申請にご協力をお願いいたします。

※ 申請書記載内容の誤り、添付書類の不足・誤り等があった場合に、書類の内容についての説明や再提出を求めることがあります。

2 受付場所

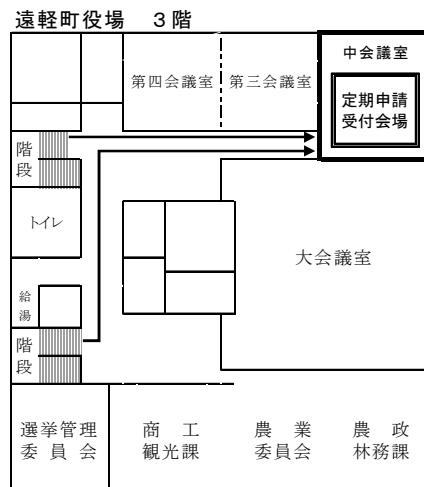
北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1

遠軽町役場

定期申請 **3階 中会議室**

随時申請 2階 総務部情報管財課

※ 定期申請の受付場所が前回と異なりますので、お間違いないようご注意ください。



3 資格の有効期間

定期申請 平成31年4月1日から令和3年3月31日

随時申請 競争入札参加資格者名簿に登録された日から令和3年3月31日

4 審査基準日

定期申請 平成31年1月1日

随時申請 申請しようとする月の初日

5 共通資格要件

申請者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4 第1項各号（次に掲げる事項）に該当しない者であること。

ア 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 指定暴力団員又その関係者

- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 遠軽町の契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成25年遠軽町告示第11号）第3条の規定により競争入札への参加を除外されている者でないこと。
- (4) 暴力団員又は暴力団関係事業者でないこと。
 - ・暴力団員～暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。
 - ・暴力団関係事業者～暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいいます。
- (5) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 遠軽町町税
 - イ 消費税及び地方消費税
- (6) 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例（平成21年遠軽町条例第28号）の規定により、町税等の納付の確認をすることについて同意している者であること。
- (7) 個人にあっては、従業員（代表者を含む。）の数が3人以上であること。ただし、町内に本店を有する場合は、この限りではありません。

6 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりです。

- (1) **土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事及び造園工事**
 - 次のいずれにも該当していること。
 - ア 審査基準日現在において、希望する資格に対応する建設業の許可（16ページの別紙1を参照してください。）のいずれかを有する建設業者で、かつ、その建設業の許可を受けてから2年以上その建設業を営んでいること。
 - イ それぞれの資格に対応する建設業の許可について経営事項審査を受け、総合評定値（P点）の通知を受けており、かつ、その通知がこの申請をする日（定期申請の場合は平成31年4月1日）において有効なものであること。
 - ※ 総合評定値通知書の「有効なもの」とは…
 - 定期申請の場合 総合評定値通知書の基準日（＝決算日）が平成29年9月2日以降のものが有効なものです。
 - 随時申請の場合 総合評定値通知書の基準日（＝決算日）がこの申請をする日の1年7か月前の日以降のものが有効なものです。
 - ウ イの経営事項審査の結果通知において、それぞれの資格に対応する建設業の許可に係る建設工事の種類について、完成工事高があること。
 - エ 次に掲げる保険のすべてにおいて、届出の義務を履行している者（ただし、届出の義務のないものを除く。）。

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

（2） 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成及び道路清掃

次のいずれにも該当していること。

- ア 審査基準日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 審査基準日の直前1年間にその事業に係る売上高を有していること。

（3） 建築物の設計

次のいずれにも該当していること。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りではありません。
- イ 審査基準日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ウ 審査基準日の直前1年間にその事業に係る売上高を有していること。

（4） 測量

次のいずれにも該当していること。

- ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。
- イ 審査基準日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ウ 審査基準日の直前1年間にその事業に係る売上高を有していること。

7 資格の格付

「土木工事」「建築工事」「電気工事」「管工事」の4資格については、次の項目により評定数値を算出し、工事予定価格に対応する等級に格付します。

（1） 客観的因素

経営事項審査の結果により算出します。

（2） 技術・社会的因素

工事施行成績、社会貢献及び安全・安心への貢献により算出します。

なお、社会貢献及び安全・安心への貢献については、申請者の申告が必要です。（定期申請時に申告しなかったものを、随時申請において追加申告することはできません。）

◆等級の種類

資格の種類	等級の種類	資格の種類	等級の種類
土木工事	A、B、C	電気工事	A、B
建築工事	A、B	管工事	A、B

8 資格審査の結果

- (1) 資格審査の結果、資格を有するものと認定した申請者については、「競争入札参加資格者名簿」に登録いたします。
- (2) 資格要件を満たさない等の疑義が生じた場合は、申請者にその旨を連絡いたします。なお、連絡がない場合には、競争入札参加資格者名簿に登録されているものとご理解願います。
※ 建設工事の請負契約に係る資格につきましては、審査の結果を書面で通知します。
- (3) 競争入札参加資格者名簿の登録番号につきましては、受付時に交付する書類に記載している受付番号と同じ番号です。

9 資格者名簿の公表

この申請に伴い作成される「競争入札参加資格者名簿」については、閲覧等により公表を行います。

10 資格の消滅

入札参加資格者が、次のいずれかに該当したときは、当該資格は消滅します。

- (1) 申請書等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかつたことが判明したとき。
- (2) 資格者が、第1－5及び第1－6の資格要件（税に関する資格要件並びに法令等の規定による有資格者及び従業員の数に係る資格要件を除く。）を満たさなくなったとき。
- (3) 当該資格に係る営業に関し、法令等の規定による許可等を必要とする場合において、当該許可等が取り消されたとき。

第2 提出書類について

申請にあたっては、次表に掲げる書類を番号順に並べて提出してください。

なお、内容を確認するために、他の書類の提出をお願いする場合もあります。

◎：必ず提出する書類 ○：該当する場合提出する書類

並順	提出書類	法人		個人		組合		摘要
		工事	設計	工事	設計	工事	設計	
1	建設工事等競争入札参加資格審査申請提出書類確認票	◎	◎	◎	◎	◎	◎	【確認票】
2	「市町村用」建設工事等入札参加資格審査申請書	/	/	/	/	/	/	一般社団法人北海道土木協会発行
	①建設工事等競争入札参加資格審査申請書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	【土木協会様式1】
	②総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し	◎	-	◎	-	◎	-	【土木協会様式2】 建設工事の資格審査申請の場合
	③工事（事業）経歴書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	【土木協会様式3】 建設工事…2年度分 設計等…1年度分
	④工事経歴書集計表	◎	-	◎	-	◎	-	【土木協会様式3の2】 建設工事の資格審査申請の場合
	⑤技術者名簿	◎	◎	◎	◎	◎	◎	【土木協会様式4】
	⑥代表者身分証明書（写し可）	-	-	◎	◎	-	-	【土木協会様式5】 申請書提出日前3か月以内に市区町村長から発行されたもの
	⑦登記事項証明書（写し可）	◎	◎	-	-	◎	◎	【土木協会様式6】 申請書提出日前3か月以内に法務局から発行された履歴事項全部証明書
	許可・登録証明書の写し	/	/	/	/	/	/	【土木協会様式7】
	⑧建設業許可通知書の写し	◎	-	◎	-	◎	-	建設工事の資格審査申請の場合
	⑨建設業許可申請書別紙一及び別紙二(1)又は(2)の写し	◎	-	◎	-	◎	-	建設工事の資格審査申請の場合 別紙一…役員の一覧表 別紙二(1)又は(2)…営業所一覧表
	⑩測量業者登録通知書の写し	-	○	-	○	-	○	測量の資格を希望する場合は必須
	⑪建築士事務所登録を証する書類の写し	-	○	-	○	-	○	建築設計の資格を希望する場合は必須
	⑫その他の登録に係る現況報告書又は登録通知書の写し	-	○	-	○	-	○	該当する場合提出
	⑬建設業退職金共済組合等の加入・履歴証明書の写し	○	○	○	○	○	○	【土木協会様式8】 従業員の退職金等に係る共済制度に加入している場合
	⑭建設工事入札参加資格審査申請書付票	◎	-	◎	-	◎	-	【土木協会様式9】 建設工事の資格審査申請の場合
	⑮設計等入札参加資格審査申請書付票	-	◎	-	◎	-	◎	【土木協会様式10】 設計等の資格審査申請の場合
3	同意書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	【様式13】 町税等の納付確認の同意書
4	年間委任状	○	○	○	○	○	○	【様式14】 年間委任する場合
5	法定保険加入状況一覧	-	◎	-	◎	-	◎	【様式15】 設計等の資格審査申請の場合
6	道内営業所一覧	-	◎	-	◎	-	◎	【様式16】 北海道内に本・支店等がない場合も必要
7	組合員（会員）名簿	-	-	-	-	◎	◎	【様式17】
8	印鑑証明書（写し可）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	申請書提出日前3か月以内に法務局又は市区町村長から発行されたもの

並順	提出書類	法人		個人		組合		摘要
		工事	設計	工事	設計	工事	設計	
9	営業証明書（写し可）	—	—	—	◎	—	—	申請書提出日前3か月以内に市区町村長から発行されたもの
10	決算書等の写し	◎	◎	◎	◎	◎	◎	審査基準日直近の1事業年度分
11	納税証明書（写し可）	遠軽町の町税	○	○	○	○	○	申請書提出日前3か月以内に発行されたもの
		消費税及び地方消費税	◎	◎	◎	◎	◎	申請書提出日前3か月以内に発行されたもの
12	浄化槽工事業に係る登録・届出の証明書の写し	○	—	○	—	○	—	管の資格希望者で浄化槽工事業者の場合
13	定款又は寄附行為の写し	○	○	—	—	◎	◎	会社以外の法人の場合
14	官公需適格組合証明書の写し	—	—	—	—	○	○	証明を受けている場合
15	社会貢献申告書	○	—	○	—	○	—	【様式18】 土木、建築、電気又は管の資格希望者が対象
16	安全・安心への貢献申告書	○	—	○	—	○	—	【様式19】 土木、建築、電気又は管の資格希望者が対象
17	6 3円切手	◎	—	◎	—	◎	—	建設工事の資格審査申請の場合

お願い

- ・書類はホチキス止めをしないで、紙ファイルに綴じ込んでお持ちください。
- ・紙ファイルの表紙及び背表紙には、申請者の商号又は名称を記入してください。
- ・紙ファイルの色等の指定はありません。
- ・提出前に、各書類に申請年月日を記入しているか確認してください。
- ・建設工事と設計等を同時に申請する場合には、1つのファイルにまとめて構いません。
- ・定期申請の終盤は混雑することが予想されます。行政書士が複数事業所分をまとめて代理申請する場合は、混雑状況によって受付に時間を要する場合があります。

《例外》綴じ込み不要

- ・建設工事等競争入札参加資格審査申請提出書類確認票【確認票】
- ・総合評定値通知書の写し【土木協会様式2】
- ・建設工事入札参加資格審査申請書付票【土木協会様式9】
- ・設計等入札参加資格審査申請書付票【土木協会様式10】
- ・社会貢献申告書【様式18】
- ・安全・安心への貢献申告書【様式19】
- ・6 3円切手

第3 記載要領及び書類説明

1 《市町村用》建設工事等入札参加資格審査申請書

遠軽町では、建設工事等の競争入札参加資格審査申請書の一部に、一般社団法人北海道土木協会発行の「市町村用」を採用しています。

(1) 一般社団法人北海道土木協会発行の「市町村用」は各申請者で用意してください。

(2) 「市町村用」発行先

一般社団法人 北海道土木協会
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1番地 緑苑ビル3階
電話 011-271-3681 (代表) FAX 011-271-7656

(3) 様式番号順に並べて提出してください。

(4) 「市町村用」の記載要領及び書類説明については、同協会発行の「申請の手引」を参照してください。また、次に補足をします。

②総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し

総合評定値（P点）が記載されているものが必要です。

⑦登記事項証明書（写し可）

履歴事項全部証明書を提出してください。なお、現在事項全部証明書の提出でも可としますが、必要に応じて後日、履歴事項全部証明書の提出を求めることがありますのでご了承ください。

⑧建設業許可通知書の写し

審査基準日の直前2年分が必要です。このため、現在の「建設業許可通知書」において、許可開始日から審査基準日までの期間が2年以上ない場合は、「更新前の建設業許可通知書」の写しも提出してください。許可に関する事項に変更がある場合は、当該変更事項を証する書面（許可の変更届の写し等）も提出してください。

例えば、定期申請の場合、平成28年1月1日から平成30年12月31日までの間、許可を受けていることが確認できる通知書の写しが必要です。

⑨建設業許可申請書別紙一及び別紙二(1)又は(2)の写し

別紙一（役員の一覧表）、別紙二（1）又は（2）（営業所一覧表）を提出してください。なお、変更がある場合は、当該変更事項を証する書面（許可の変更届の写し等）の提出が必要となります。相当数変更をしている場合は、現在の状況が分かる書類（任意様式）の提出でも構いません。

⑩建設工事入札参加資格審査申請書付表

工事の資格審査を申請する場合、希望する資格の種類（16ページの別紙1を参照してください。）をこの付表の09項番に記入してください。

⑪設計等入札参加資格審査申請書付表

設計等の資格審査を申請する場合、希望する資格の種類（16ページの別紙1を参照してください。）をこの付表の04項番に記入してください。なお、記載のある6区分以外を申請する場合は空欄を使用せず、役務の提供に係る契約の資格として別途申請してください。

さい。

⑭⑮申請書付表の申請者・受任者・連絡先の記載方法

■01 申請者

ア 本店の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名、郵便番号、電話番号及びFAX番号を記入してください。

イ フリガナはカタカナで記入してください。

ウ 契約の際は、この欄に記載された所在地を用いることから、地番は「ー（ハイフン）」で省略せずに記入し、ビル名は記入しないでください。

■02 受任者

ア 「受任者」とは、常時、遠軽町と契約を締結する権限を有する支店又は営業所等の長をいいます。

イ 「契約を締結する権限を有する支店又は営業所等の長」とは、入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領等の権限について、本店の代表者から年間を通して委任されている支店又は営業所等の長のことです。

ウ 上記ア及びイに該当する受任者に権限を委任する場合は、1か所について記入してください。この場合、年間委任状（様式14）の提出も必要です。

エ 契約の際は、この欄に記載された所在地を用いることから、地番は「ー（ハイフン）」で省略せずに記入し、ビル名は記入しないでください。

■03 連絡先

遠軽町との業務連絡を担当する事務所について記入してください。遠軽町からのすべての連絡はこの連絡先にいたしますので、この欄にはビル名まで記入してください。なお、連絡先欄に記入がない場合は、**■01申請者又は■02受任者**を連絡先とします。

2 同意書【様式13】

必要事項を記入のうえ、実印（代表者印）を押印し、提出してください。

なお、この同意書は、「遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例」の規定により、町税等を滞納し、納付について著しく誠実性を欠く滞納者に対して、滞納を防止するための制限措置を講ずるため、申請者（法人の場合は、代表者を含む。）の町税等の納付の確認をすることに同意していただくものです。申請時に課税対象ではなくても、資格の有効期間内に新たに税金が課税されたり、料金が賦課されたりする可能性がありますので、資格審査申請をする方全員に提出していただきます。

3 年間委任状【様式14】

受任者に権限を委任する場合は提出してください。本様式によらない様式でも構いません。

4 法定保険加入状況一覧【様式15】

設計等の資格審査を申請する場合において提出が必要です。また、加入該当事業者で各保険に加入している事業者は、加入状況が確認できる書類を提示するか、その写しを添付してください。

5 道内営業所一覧【様式16】

設計等の資格審査を申請する場合において提出が必要です。

北海道内の本・支店等について、作成してください。（北海道内に本・支店等がない場合も提出が必要です。）

6 組合員（会員）名簿【様式17】

「第4 中小企業組合等の取扱い」（14ページ）をお読みください。

7 印鑑証明書（写し可）

申請書提出日前3か月以内に、申請者が法人の場合は法務局が発行したものを、個人の場合は市区町村長が発行したものを持参してください。

8 営業証明書（写し可）

設計等の資格審査を申請する場合で、申請者が個人の場合に提出してください。

申請書提出日前3か月以内に市区町村長が発行したものを持参してください。

9 決算書等の写し

次の区分に従い、審査基準日直近の1事業年度分を提出してください。

- (1) 申請者が法人の場合は、貸借対照表、損益計算書及び財務諸表等の表紙（商号又は名称が確認できるもの）。
- (2) 申請者が個人の場合で青色申告書を提出した方は、貸借対照表（資産負債調）、損益計算書。
- (3) 上記以外の場合は、営業収支の状況が明示されている書類。

《注》 申請に決算書等が間に合わない場合は、申請時点で整理されている決算書等を提出してください。

10 納税証明書（写し可）

(1) 遠軽町の町税、(2) 消費税及び地方消費税について、申請書提出日前3か月以内に発行された納税証明書を提出してください。（領収書ではありません。）なお、北海道税及び遠軽町以外の市区町村税の納税証明書は不要です。

(1) 遠軽町の町税

遠軽町から課税されている申請者は、遠軽町の町税に滞納がないことの証明書を提出してください。個人住民税の特別徴収義務者で、遠軽町で居住している（課税されている）従業員がいる場合も提出が必要です。

～遠軽町の納税証明について～

① 納税証明書の請求窓口

- ・ 民生部税務課（本庁舎1階）
- ・ 各総合支所地域住民課

- ② 手数料 300円
- ③ 本人以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。
- ④ 添付している「税証明交付申請書」で請求することができます。法人又は個人によって記入欄が異なりますのでご注意願います。
- ⑤ 遠軽町の納税証明についての問い合わせ先
民生部税務課（直通電話0158-42-4814）

（2）消費税及び地方消費税

- ア 税務署が発行したものを提出してください。
- イ 納税証明書交付請求書中の証明書の種類は、「その3」（「その3の2」又は「その3の3」でも可）です。
- ウ 手数料として、400円相当分の収入印紙又は現金が必要です。（北海道収入証紙ではありません。）

1 1 净化槽工事業に係る登録・届出の証明書の写し

管工事の資格を希望する浄化槽工事業者については、浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づく浄化槽工事業に係る北海道知事の登録（同法第21条）又は北海道知事への届出（同法第33条）を証する書類の写しを提出してください。

1 2 定款又は寄附行為の写し

会社以外の法人については、「定款」又は「寄附行為」の写しを提出してください。

1 3 官公需適格組合証明書の写し

「第4 中小企業組合等の取扱い」（14ページ）をお読みください。

1 4 社会貢献申告書【様式18】（別紙2の事例集（17ページ）も参照してください。）

- （1）格付4資格（4ページ）において、社会貢献についての審査を希望する場合は作成してください。
- （2）社会貢献とは、申請者が組織的に、審査基準日の直前2年間に遠軽町内において行った「奉仕活動」又は「地域貢献活動」で、その活動内容が確認できるものをいいます。
なお、団体が実施した社会貢献については、申請者がその団体に加入し、かつ、その社会貢献に一定の役割を果たすことが確認できる場合は、申請者が実施する社会貢献とみなします。

ア 奉仕活動

奉仕活動とは、遠軽町内において、町が所有する公共施設の清掃等の活動又は同施設を通じて行う公共事業等の啓蒙活動を無償で行うことをいいます。

～具体的な例～

- ① 町管理河川◇◇川の河川敷の清掃を5月、7月及び10月の3回行った。
- ② 遠軽町内の××小学校5年生（30人）を対象にした現場説明会を開催し、工事

の目的や、完成後の利用目的について説明を行った。

～留意点～

- ① 請負工事業者が工事中のイメージアップ経費を用いた活動は含みません。

イ 地域貢献活動

地域貢献活動とは、遠軽町内において、奉仕活動のほか、地域に貢献されたと社会的に認められる活動（地域おこしのイベント参加、文化活動支援、スポーツ活動支援、環境美化、清掃環境教育、除雪への役務の提供、山火事予防に関する情報提供や緊急消火活動、森林内での違法伐採や不法投棄の監視パトロール、交通安全啓蒙活動、植樹活動、福祉事業、教育支援又は職場体験など）をいいます。

～具体的な例～

- ① 社会福祉協議会等と相談し、独居老人宅の屋根の雪下ろしのボランティア除雪を行った。
- ② 平成〇年から毎年、遠軽町××小学校のPTAと共同で、河川敷地の草刈りを行い、通学路の見通しを良くし、児童が安心して通学できる環境づくりを行っている。

～留意点～

- ① 冠婚葬祭、祭祀等への祝儀、供物等は対象となりません。
- ② 政治団体、宗教団体への寄付、寄進等は対象となりません。
- ③ 金品の寄付、提供のみは、審査基準日の直前2年間で合計額が20万円以上（団体による活動は1社当たり20万円以上）を対象とします。
- ④ 申請者（会社）が組織的に行ったことを対象としているため、社員が個人的に行った活動は対象となりません。（個人名での義援金寄付、休暇を利用してのボランティア活動など）

- (3) 付与点数は、社会貢献の相手先に応じ、各10点となります。相手先は、「遠軽町(役場)」と「遠軽町(役場)以外」の2区分です。（上限は各10点です。）
- (4) 申告書には、社会貢献を実施した旨が客観的に判断できる資料（札状の写し、新聞記事、広報誌、領収書の写し、関係者の証明、写真等）を添付してください。

また、団体が実施した社会貢献については、申請者がその団体に加入していることを証する資料及び申請者がその社会貢献に一定の役割を果たしたことが確認できる資料を添付してください。

- (5) 定期申請時に申告しなかったものを、随時申請において追加申告することはできません。

15 安全・安心への貢献申告書【様式19】（別紙2の事例集(17ページ)も参照してください。）

(1) 格付4資格（4ページ）において、安全・安心への貢献についての審査を希望する場合は作成してください。

(2) 安全・安心への貢献とは、申請者が組織的に行う「防災協定の締結」又は「災害時の対応」で、その活動内容が確認できるものをいいます。

ア 防災協定の締結

防災協定とは、災害時における応急対策業務等について定めた建設業者と遠軽町との間の協定をいいます。

※ 防災協定は、審査基準日において有効なものでなければなりません。

※ 団体が締結した防災協定については、申請者がその団体に加入し、かつ、その防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる場合は、申請者が締結した防災協定とみなします。

イ 災害時の対応

災害時の対応とは、町内で発生した異常な天然現象による災害時における地域への援助、被害拡大を防止する活動を無償又は実費で行うことをいいます。

～具体的な事例～

① 災害のため、避難場所へ避難した住民に対し飲料水とおにぎり（300人分）を提供した。

② 台風による豪雨の際、町内の道路パトロールを自主的に行い、法面崩落の恐れのある現場を道路管理者に通報し、被害の拡大を未然に防いだ。

※ 災害時の対応は、審査基準日の直前2年間に、申請者が組織的かつ自主的・自発的に、非営利で行う社会性・公共性を有する活動を行ったものが対象です。

(3) 付与点数は、防災協定の締結、災害時の対応に各10点となります。（上限は各10点です。）

(4) 防災協定の締結については、当方で遠軽町防災担当部局及び加盟団体に対し、その事実を確認いたしますので、添付書類は不要です。

災害時の対応については、その内容が客観的に判断できる資料（礼状の写し、新聞記事、広報誌、領収書の写し、関係者の証明、写真等）を添付してください。

(5) 定期申請時に申告しなかったものを、随時申請において追加申告することはできません。

16 63円切手

(1) 工事の資格審査を申請する場合に提出してください。（封筒不要）

(2) 資格審査の結果の通知に使用いたします。

第4 中小企業組合等の取扱い

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（「中小企業組合等」といいます。）については、次のとおり取り扱います。

1 資格要件の特例

中小企業組合等が次のいずれかに該当するときは、資格要件（2歳～4歳）のうち、営業年数にかかる資格要件は適用しません。

- (1) 経済産業局長から官公需適格組合の証明を受けているとき。
- (2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者が構成員の過半数を占めているとき。

2 提出書類

中小企業組合等は、通常の提出書類のほか、次の書類を提出してください。

- (1) 組合員（会員）名簿【様式17】
- (2) 経済産業局長から官公需適格組合の証明を受けているときは、それを証する書類

第5 経営事項審査の継続について

公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、当該公共工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7か月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の2）こととなっています。

したがって、遠軽町の建設工事の競争入札参加資格者名簿は定期申請の場合2年間有効ですが、遠軽町と直接請負契約を締結できるのは、直前の事業年度の終了の日から1年7か月の間に限られることから、毎年建設工事を遠軽町から直接請け負おうとする場合は、直前の事業年度の終了の日から1年7か月間の「公共工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年定期に経営事項審査を受ける必要がありますので、ご留意願います。

第6 申請内容の変更について

資格の有効期間内に、申請内容に変更があったときは、競争入札参加資格審査申請書変更届【土木協会様式12】にその事実を証する書類を添付して、届け出なければなりません。

なお、建設業の許可及びその他の登録等に関する事項の単純更新についても、変更の届出が必要です。

- (1) 商号又は名称に変更があったとき。
- (2) 組織に変更があったとき。（協同組合にあっては構成員に変更があったとき。）
- (3) 代表者に変更があったとき。
- (4) 所在地に変更があったとき。
- (5) 電話番号に変更があったとき。
- (6) 使用印鑑に変更があったとき。
- (7) 営業許可等に関する事項（単純更新を含む。）に変更があったとき。
- (8) 有資格者に関する事項に変更があったとき。
- (9) その他、申請内容に変更があったとき。

別紙1 資格の種類

I 建設工事

資格の種類	左の資格に対応する建設業の許可	主な工事の内容
土木工事	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業 解体工事業	一般土木、農業土木、森林土木のほか、橋梁下部工事、簡易橋、しゅんせつ工事及びP.Sコンクリート工事を含みます。
舗装工事	舗装工事業	アスファルト舗装等のほか簡易舗装も含みます。
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業	鋼橋製作業者により行われる鋼桁製作、輸送、架設、床版工等の鋼橋製作から完成までの一連の工事を含みます。
建築工事	建築工事業 大工工事業 左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 内装仕上工事業 建具工事業 清掃施設工事業 解体工事業	鉄骨、鉄筋コンクリート、ブロックによる建築工事及びその他の建築工事をいいます。
電気工事	電気工事業 電気通信工事業 消防施設工事業	屋内外電気設備及び幹線工事いい、弱電工事、電気通信工事及び道路の信号機、発電設備、照明設備等も含みます。
管工事	管工事業 熱絶縁工事業 さく井工事業 水道施設工事業 消防施設工事業 清掃施設工事業	屋内外給排水、冷暖房、ガス、消火、空気調和、衛生設備、上水道、浄化槽のための施設工事をいいます。
塗装工事	塗装工事業	一般塗装のほか、道路の線引き等も含みます。
道路標識設置工事	とび・土工工事業	一般路側標識の設置をいいます。
機械器具設置工事	機械器具設置工事業 鋼構造物工事業	ゲート、揚排水機、ポンプ、エレベーター、エスカレーター等機械器具の設置をいい、特殊大型標識等を含みます。
造園工事	造園工事業	整地、植栽等による公園、緑地等の築造をいいます。

II 設計等

資格の種類	左の資格に必要な登録	主な業務の内容
土木施設物の設計		土木施設物の設計をいいます。
建築物の設計	一級建築士事務所 二級建築士事務所 ※建築設備設計のみの場合を除く	建築物の設計をいい、建築設備のみの設計を含みます。
地質調査		地質又は土質の調査をいい、計測も含みます。
技術資料作成		他の資格以外の建設工事に関連するコンサルタント業務で、コンピュータを用いた高度な技術資料を作成する業務、申請書作成業務、台帳補正、竣工平面図作成業務、各種補償コンサルタント業務、計量証明業務、建設工事に関連する環境調査等をいいます。
測量	測量業者	一般測量のほか、航空測量も含みます。
道路清掃		機械器具等を使用した路面、側溝の清掃をいいます。

別紙2 「社会貢献」及び「安全・安心への貢献」事例集

1 社会貢献

(1) 遠軽町（役場）に対する貢献の事例

- ・ 町主催又は後援のイベントにスタッフとして参加した。
- ・ 町主催又は後援のイベントを前に河川清掃を行った。
- ・ 町立学校、保育所の水道施設の点検、補修を行った。
- ・ 町立学校で防犯教室を開いた。
- ・ 町立学校の清掃を実施した。
- ・ 町立学校の駐車場の区画線塗り替えを実施した。
- ・ 町の公園の草取り作業にボランティアとして参加した。
- ・ 町の公園で、ツツジの花がら摘みのボランティア活動を行った。
- ・ 町の公園の水路の清掃を行った。
- ・ 町の公園遊具の塗装を行った。
- ・ 町のキャンプ場内の照明清掃を実施した。
- ・ 町道の清掃を実施した。
- ・ 町施設周辺の街路灯の塗装（塗り替え）を行った。
- ・ 町施設周辺の草刈及びゴミ拾いを実施した。
- ・ 町施設の屋根の雪下ろしを実施した。

(2) 遠軽町（役場）以外に対する貢献の事例

- ・ 町内の国道で交通安全街頭啓発を行った。
- ・ 町内の国道沿いに植樹を実施した。
- ・ 町内の幼稚園に堆肥を寄贈し、豆の種まきを通じた食育活動を実施した。
- ・ 北海道障がい者就労支援プログラム「アクション2012」に参加し、町内で活動をした。
- ・ 町内の開基記念事業、開校記念事業に寄附をした。（20万円以上）
- ・ 町内において移動献血車を招き、社員による献血を行った。
- ・ 遠軽地区広域組合の消防団協力事業所として認定を受けている。

2 安全・安心への貢献（災害時の対応の事例）

- ・ 町内において、大雨による町道橋の損壊を町へ情報提供し、橋梁への災害応急保護対策を実施した。

【対象とならない事例】

- × 防災訓練、災害訓練等の実施
 - ～ 災害発生時の活動を評価するため、事前の訓練等は評価の対象とはならない。
- × テロ災害防止の警備、パトロール及び訓練等
 - ～ 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象による災害等における活動を評価するため、テロ等は対象とならない。
- × 災害発生に備えた資材等の備蓄、製作、保管等
 - ～ 災害発生時の活動を評価するため、事前の資材備蓄等は評価の対象とはならない。
- × 災害協定等に基づく事前準備（協会等への連絡者・資材保有状況の報告、関係者の連絡網作成等）
 - ～ 災害発生時の活動を評価するため、事前の災害体制づくり等は評価の対象とはならない。
- × 災害発生に備えた社内の体制検討、計画等
 - ～ 災害発生時の活動を評価するため、事前の災害体制づくり等は評価の対象とはならない。
- × 契約に基づく緊急時パトロール、緊急対応業務等
 - ～ 無償又は実費による活動を評価するため、契約に基づく工事・業務は対象とはならない。
- × パトロールのみの業務
 - ～ パトロールのみの業務は、評価の対象とならない。
- × 災害発生に備えた人員及び機械等の待機
 - ～ 災害発生時の活動を評価するため、待機は評価の対象とはならない。
- × 国や地方公共団体の指示による対応
 - ～ 指示は自主的ではないため、評価の対象とはならない。

遠軽町役場 総務部情報管財課

〒099-0492 北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1

TEL 0158-42-4271 FAX 0158-42-3688

メールアドレス johou@engaru.jp

この手引き及び遠軽町独自申請書様式は、遠軽町ホームページからダウンロードすることができます。

遠軽町ホームページ (<http://engaru.jp/>) >遠軽町について>情報・契約・財産管理>入札参加資格審査